

佐倉市ボランティア連絡協議会会則

(名称)
第1条 この協議会は、佐倉市ボランティア連絡協議会（以下「本会」とする）という。

(目的)
第2条 本会は、ボランティア相互に交流と親睦、及び連絡・調整・啓発を図ることを目的とし、地域社会の福祉増進に寄与する。

(事務所)
第3条 本会は、事務所を佐倉市ボランティアセンター内に置く。

(事業)
第4条 本会は、目的達成のために次の事業をおこなう。
(1) 会員相互の交流・親睦を深めるための活動
(2) ボランティア活動に関する研修会・講習会
(3) 社会福祉増進のための関係団体との共催事業
(4) 広報紙・会報の発行
(5) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)
第5条 佐倉市ボランティアセンターにボランティア登録し、かつ本会の趣旨に賛同したグループおよび個人を会員とする。

(入会・退会)
第6条 本会に入会を希望するグループ及び個人は、入会申込書に会費を添えて会長に提出する。
2 退会を希望する会員は、その旨を会長に届ける。

(顧問)
第7条 本会に顧問をおくことができる。但し、任期は2年とする。

(役員)
第8条 本会に、次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	若干名
幹 事	若干名
書 記	2 名
会 計	若干名
監 事	2 名

(役員の仕事)
第9条 会長は本会を代表し、その業務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
副会長は、互選により総務職を兼任する
3 幹事は、本会の運営に参画し、その業務の執行に当たる。
4 書記は、本会の庶務に当たる。

5 会計は、本会の会計に当たる。

6 監事は、会計を監査する。

(役員を選出)

第10条 本会の会長及び副会長、幹事、会計、書記は、運営委員の中から互選する。

2 監事は、運営委員会において選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は1期2年とし再任を妨げない。但し、会長と会計の任期は3期をもって限度とする。

2 補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員)

第12条 本会は、各グループが推薦する代表者1名、個人は本人をもって運営委員とする。但し、役員を選出したグループは、新たに運営委員を推薦できる。

2 運営委員は、運営委員会に出席し、意見を述べ、評決に参加する。

3 運営委員は、運営委員会などの決定事項・連絡事項について、所属グループの会員へ報告しなければならない。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、会長が招集し、議長は互選する。

2 運営委員会は、役員選出、事業計画、予算決算及び会則の改正、その他重要事項の承認及び決定をおこなう。

3 議決は、出席者の過半数の同意をもって議決する。

4 運営委員会は、年2回以上開催する。

5 運営委員会は、必要に応じ委員会をおくことができる。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金をその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(会費)

第15条 本会の会費は、次のとおりとする。

グループ及び個人会費 年1000円

附則

この会則は平成18年4月1日から施行する。

附則

この会則は平成23年4月1日から施行する。

附則

この会則は平成23年9月1日から施行する。

附則

この会則は平成29年4月23日から施行する。